

令和5年度第2回廿日市市地域包括支援センター運営協議会

会議録

廿日市市健康福祉部地域包括ケア推進課

令和５年度 第２回地域包括支援センター運営協議会

- １ 日 時 令和６年２月２２日（木）
午後７時００分～午後８時３０分
- ２ 場 所 山崎本社みんなのあいプラザ 講座室
- ３ 出席者 別紙出席者名簿のとおり
- ４ 内 容

○別紙会議次第により進行

- （１）部長あいさつ
- （２）議題
 - １ 令和６年度廿日市市地域包括支援センター運営方針（案）について（資料１）
 - ２ 令和６年度廿日市市地域包括支援センター事業計画（案）について（資料２）
- （３）その他
 - １ 地域包括支援センターの体制整備等について（資料３）

森崎課長補佐）ただ今から、令和５年度 第２回廿日市市地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。
この会議の進行を務めさせていただく、地域包括ケア推進課の森崎でございます。よろしくお願いいたします。
それでは、開会に当たりまして、廿日市市健康福祉部長の向井よりご挨拶申し上げます。

向井部長）健康福祉部長の向井でございます。委員の皆様方には、平素から、市の高齢者福祉行政の推進に、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
また、本日はご多忙のところ、参加いただき誠にありがとうございます。
さて、今年度は「高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画」の策定年度となっており、それに伴い実施した「高齢者の保健福祉に関するアンケート調査」では、地域包括支援センターの認知度について「知っている」と回答した人は３９．８％であり、前回の調査（令和元年度）と比べ、１１．７ポイント上昇しておりました。

令和４年度から地域包括支援センターを５ヶ所に増やして設置し、各センターが広報やセンターだより、出前講座等で周知に取り組んだ結果と考えております。

一方、相談体制の満足度について、「満足している」「どちらかという満足している」と回答した人は４７％となっており、こちらは前回と大きな変化はありませんでした。

地域包括支援センターをより多くの人に知ってもらい、困ったときに相談しやすい体制の強化が必要と考えております。

本市では、２０４０年までは高齢者人口が増加することが見込まれており、支援を必要とする人も増えると予測されます。

地域包括支援センターでの相談件数は年々増加しており、８０５０問題や認知症、精神疾患を伴った事例など、多様化、複雑化しておりますが、個々の課題や地域の課題に対し、地域ケア会議や連絡会を通して、多職種との連携を強化し、日々対応しているところでございます。

最後になりましたが、本日は、主には議題にありますとおり、地域包括支援センター運営方針と地域包括支援センター事業計画について、ご意見をいただければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

森崎課長補佐）次に本日の会議資料を確認させていただきます。本日の資料でございますが、

- ・ 本日の会議次第
- ・ 出席者名簿
- ・ 資料１ 令和５年度廿日市市地域包括支援センター運営方針（案）
- ・ 資料２ 令和５年度廿日市市地域包括支援センター事業計画（案）
- ・ 資料３ 地域包括支援センターの体制整備等について
- ・ 参考資料 廿日市市高齢者福祉計画・第９期廿日市市介護保険事業計画（素案）
- ・ 廿日市市高齢者福祉計画・第９期廿日市市介護保険事業計画概要版（案）（会場参加の方のみ）

をお配りしております。よろしいでしょうか。

続きまして、出席委員及び職員紹介は、会議資料としてお配りしております「廿日市市地域包括支援センター運営協議会委員名簿」に代えさせていただきます。

本日は、オンライン開催のため、発言される際は、手を挙げ、お名前をお伝えしていただいてから、ご発言してくださいますようよろしくお願いいたします。

また、終了時間を20時30分頃を予定しておりますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

本日、この会議は、廿日市市地域包括支援センター運営協議会設置要綱により、地域包括支援センターの運営方針及び事業計画について、協議会からご意見をいただくことを目的としております。

これからの議事進行は、設置要綱第8条 第1項の規定により、大久保会長にお願いいたします。

大久保会長） それでは議題（1）の「令和6年度廿日市市地域包括支援センター運営方針（案）について」、事務局から説明してください。

高下課長） 資料1「令和6年度の廿日市市地域包括支援センター運営方針（案）」についてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。運営方針策定の趣旨でございますが

地域包括支援センターの運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑で効率的な実施を目指しております。

資料では、昨年度から変更している部分に黄色いラインをひいております。この変更部分を主に説明いたします。

2 ページをご覧ください。

4 重点的に取り組む事項です。

(1) 包括的及び重層的な相談対応の推進、(2) 介護予防・自立支援に資するケアマネジメントの推進 については、内容の変更はありませんが、(2)は順番が変わっております。

次に(3) 自立支援型個別ケア会議の充実です。

(2) 介護予防・自立支援に資するケアマネジメントの推進から別の項目立てとしました。介護予防・自立支援の観点から、多職種からの専門的な助言を得て、ケアマネジメントの資質向上を図ります。

4 ページをご覧ください。

(4) 認知症高齢者とその家族への支援です。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法が、今年の1月から施行されました。認知症の人や家族が交流する活動や、当事者同士の集まり、語り、発信する場の支援、認知症予防の実践と早期発見、早期診断、早期対応に取り組めます。

(5) 人生会議（ACP）の普及です。

本人の希望と選択に基づいて暮らすことができるよう、人生会議の普及を進める、具体的な内容を追加しました。

5 ページをご覧ください。

(6) 災害や感染症等への取り組みです。

このたびの1月の能登半島地震において、改めて、センターが取り組まなければならない、「居宅介護支援事業者等との連携による要援護高齢者等の安否確認」「避難所や在宅避難者の実態把握や必要なサービスの提供と支援」について、再認識したところです。災害等への備えや対応ができるよう、BCPの見直しや各種マニュアルを整備を行いし、机上訓練等を実施していきます。

続きまして、5 センター業務 (1) 総合相談支援業務です。

6 ページをお開きください。ア 実態把握として、保健事業と介護予防の一体的実施の取り組みを追加しております。

7 ページをお開きください。(2) 権利擁護業務です。

エ 普及啓発を追加しました。被害を最小限に抑え、再発を防止するため、出前講座やSNS、ホームページを活用し、地域住民や見守り活動団体等に権利擁護の啓発活動を行っていきます。

8 ページをご覧ください。(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務のウ 相談及び支援困難事例等への指導・助言です。

相談事例の内容を整理分類で経年的な課題を把握し、資質向上の観点から、ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等の他の制度に関する情報提供や研修会等を実施します。

(4) 介護予防ケアマネジメント業務・指定介護予防支援業務です。

エ 入退院時連携を追加しました。高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、日常の療養看護から、医療と介護の連携を図り、入退院時の支援を行うことで、切れ目のない医療と介護の提携を推進します。

(5) 地域ケア会議の運営です。会議を計画的に運営し、地域の共通した課題を明確にし、課題解決に向け、介護保険事業計画へ反映し政策形成につなげます。

(6) 一般介護予防事業です。ア 住民意識の醸成についての具体的な記述を加え、イ 通いの場への支援 については、高齢者だけでなく、誰分け隔てなく、ニーズに応じた発展的な地域の交流の場としていくよう示しました。

昨年度の運営方針では「5 センターの業務」の後に「6 行政機関等との連携強化」、「7 新型コロナウイルス感染症等への対策」がございましたが、記載内容を他の項目に溶け込ませた形にし、項目削除としました。

大久保会長) ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等はありませんか。

堀委員) 2 ページ 4 (1) イ孤立化防止のところで、セルフネグレクト、ひきこもり等の支援困難者について、民生委員等と連携して見守りを継続するなどありますが、民生委員にどのような支援を期待されての表現なのか、具体的なイメージ、協力しての見守りというのををお聞きしたいです。

高下課長) 民生委員さんの活動の中に、高齢者訪問されると思いますが、その中で高齢者のセルフネグレクト、それに絡まって 8050 問題などのひきこもりの方なども含めて、訪問する中で気づかれたことや相談にのる中で、顕在化されたことなどについて、基本的に民生委員の方が気づいたこと、相談を受けたことに対してこちらも一緒になって対応していただきたいと、こちらを書かせていただいております。ですので、包括側がこういった支援困難者について、こういった方がいらっしゃるの、すみませんが協力お願いしますということもあるかと思いますが、特に訪問して実態把握してねということではなく、例えば近所の方からこういったことを聞いたとか、外からの見守りを含めて記載させていただいております。

堀委員) セルフネグレクト、ひきこもりっていうのは専門の方でも対応が難しいと思います。民生委員がそういった情報もなかなか、高齢者訪問といっても全戸訪問しているわけでもなく、たまたまこういうのにあたったときはなんですけれど、ご存知のように家に入り込んだ活動ではないですし、例えば認知症で徘徊傾向で地域でそういうことがあるかもしれないから気をつけてというレベルのものならしいのですが、これに関しては、なかなかこちらからの情報提供も難しいし、もし包括さん側からここについて、こういう支援をと言われるのは、民生委員としては専門的すぎて厳しいと思いました。私たちもおつなぎはしたいのですが、表現的には見えないところだと思うので、あえてこのところにとりあげられているので不安を感じたので聞かせていただきました。

高下課長) 表現の仕方になるかもしれないのですが、支援するのは主には包括側。民生委員さんと協力してと言うのがどこにかかるのかというと

主語が曖昧な形になっているため、民生委員が支援するように捉えられるということですか。

堀委員) それもあるし見守り自体がこういうケースでは難しいということをご理解いただきたい。ご近所で聞き込むことも難しいし、それはしないというのが民生委員なので。後半にも同じような表現があって、例えば行事などのお誘いがあったらとかで関わりはできるけれども、私はある程度は理解していますが、一般の民生委員が見ると引くかもという気がしたので、お知りおきください。

大久保会長) その他何かありますか。

寺田委員) 3 ページ自立支援型個別ケア会議の充実と、9 ページの地域ケア会議の運営というところがあると思いますが、地域ケア会議って5つの機能があって、個別課題抽出というのがあると思うんですけど、その後の地域課題の政策課のつながりというか、流れはどのような計画をされているのか、1 番最初の「自立支援型での地域に共通した課題を明確化する」は、共通課題が出ていると思いますが、そこらの流れや解決方法はどのようになるのか、お話ししていただけたらと思います。

友重所長) 自立支援型個別ケア会議は、介護予防、より日常生活を自立した生活が送れるようにということで、専門職、多職種に助言をもらいながら、ケアマネジメントが多角的な視点で関わることで学ぶ会議になっています。そこで出た課題を積み重ねることで地域で共通した課題が見えてくるということがあろうかと思います。実際に各包括支援センターの方で出た地域課題を地域ケア会議で勉強会をしたり、民生委員さんやケアマネジャーさん、関係機関の方々とグループワークをして深めたりということをやっております。そういった課題について、社会福祉協議会さんの生活支援体制整備事業において、生活支援コーディネーターにも関わってもらっていますので、コーディネーターさんと共通の課題の認識を持ち、地域での話し合いの場でも地域課題を地域に返すことを目指して、各地域で社協さんとも連携しながら関わっているようなことを行っています。そういった地域課題を話し合う場所として、サロンのような小さな活動

から、大きな中学校区、小学校区、2層協議体に課題を挙げていけるようにと連携をとって活動しているところでございます。

寺田委員) 活動は知っていましたが、その後の活動のこんな形になったという見える化がわからないことがあったので。あと、大分県は自立支援型個別ケア会議で出た課題をマニュアル化して、こんな対策ができると同じように悩んだときにそれを見たら回答がわかるというのをされているのもあったりしたので。そんな形で後で共通課題が出たらこんな形になったと見える化すると次にステップアップできるのかなと思い、聞かせていただきました。

高浜委員) 先ほどの自立支援型個別ケア会議の充実で気になる文言がありましたので、確認させていただきます。「多職種からの専門的な助言を得てケアマネジメントの資質向上を図る。また、高齢者がその有する能力に応じてその人らしい生活を送ることを目指した自立支援に資するケアマネジメントの視点やサービス等の提供に関する知識や技術を習得する」は理解できるんですが、その次の文言の中に、「自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントであるか、介護予防サービス計画書の検証を行う」というのは、ケアマネジャーの立場から言うと、悪いところを探されて指摘を受けるとか、そういう言葉ではあるが、これを前面に出されると事例を出したくないと思う可能性があるので、この文言を考えていただけたらと思います。検証と言われると、評価される感じがして、悩んでいてこの会議で道筋を見つけないかと思って、今も事例を挙げて相談に来てくれる人が最終的に評価を受けるのかと思うのは、厳しい文言ではないかと思うので、ご検討いただけたらと思います。

畑板次長) 新しく来年度から居宅介護支援事業所も予防について市の指定を受けることができるようになります。内容は居宅介護支援事業所でも包括と同じように自立化、重度化防止に資するケアマネジメントをしてほしいという意味ですけれど、表現の仕方を考えます。

大久保会長) 検証は見直しという意味なのですか。

畑板次長) 新年度からの報酬改定で保険者としてどのようにやっていこうか悩んでいるところでして、指定の申請があがってきたら、指定するん

ですが、自立支援に資するケアマネジメントがされているかどうかということをどういう風に確認していこうかしょうか悩んでいるところでは。

大久保会長）再確認をするという意味ですか。高浜さん、良い文言がないですか。

高浜委員）このところを（3）で自立支援型個別ケア会議の充実っていうのはわかりますし、知識や技術を習得するということでわかるんですが、下の3行あたりは今から市の指定を受けた方にどう指導をしていくかということが紛れ込んでいるので、これが自立支援型個別ケア会議の充実の内容になるのかというのが、わからないので、ここを行替えるとか、指定を受けたところに指導することができますという感じの方が良いのではないかと思います。

畑板次長）包括の運営方針なので、包括側としては一緒になって勉強したいという意味なので、この3行をとるか表現を変えるか検討したいと思います。

大久保会長）5ページの災害のところ、昨夜保健所の会議があって今回の能登半島の地震があって保健所の保健師さんが支援にチームで行かれて、被害のひどかった珠洲市に行った話を聞いたのですが、あれほどの災害になると福祉施設も事業所も職員が連絡がとれなくて集まらない、開業医とも連絡がとれないという状況で、私たちもそれを聞いて医師会の開業医の先生たちの連絡先を把握しておかないといけないと思ったのですが、包括の全員の携帯番号は個人情報になるのだけれど、どこかで一括管理しているのですか。動けなくて出て来れないこともあるし、自分のところが被災したら仕事もできないし、ここに頑張るとあるが、できないかもしれない。

友重所長）令和5年4月に事業継続計画を作成し、それに基づき各包括で演習訓練を行っているところです。初動の安否確認、連絡を取り合うというところについても、グループラインを作成しておりますので、ラインで職員本人だけでなくその家族の安否確認を行ういうことを、それぞれ演習しています。web171など、ウェブ機能しないときは別の方法ということで、その演習もしているところです。

連絡が取れても職務に就けるかはそれぞれの状況によると思うんですけど、連絡先の情報についても職員のものを取りまとめて複数の方法で連絡がつくように準備しているところです。

大久保会長) みんな一緒のラインですか。

友重所長) 各包括ごとで職員間のラインがあるのと、所長・副所長、包括西部、さいき、おおのの管理者のグループラインになっています。

大久保会長) 参考にします。質問などありますか。無いようでしたら、次の議題に移ります。議題(2)「令和6年度廿日市市地域包括支援センター事業計画(案)」、事務局から説明してください。

友重所長) 1 ページをご覧ください。1 総括事項(1) 設置でございます。今年度と同じ設置状況ですが、ブランチ吉和については、昨年5月に吉和支所の移転に伴い、住所が変更しております。

2 ページをご覧ください。(2) 人員体制です。

来年度は、委託の地域包括支援センターはつかいち東部及び中部にそれぞれプランナーを1名増員しております。直営の包括はつかいち西部・おおのに、廿日市市内の法人から主任ケアマネジャーに出向いただいておりますが、それぞれの法人から出向の継続が困難とのお話を受け、主任ケアマネジャーを任期付職員として市で直接雇用を行う予定でございます。

また、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援の件数が多い、地域包括支援センターはつかいち西部とおおののプランナーを1名ずつ増員予定でございます。全体では、委託も含めて53名体制となる予定でございます。

3 ページをご覧ください。2 事業計画についてでございます。

先ほど資料2、廿日市市地域包括支援センター運営方針案に基づいて、事業計画案を作成しております。重点的に取り組む事項には☆印を付け黄色でマーカーをしています。主に重点的に取り組む事項についてご説明いたします。

1 総合相談支援業務については、「イ 総合相談支援」を重点的項目としております。地域共生社会の推進のため分野や制度を超え

て重層的支援が行なえるよう、相談内容の課題を明確にし関係機関と連携して継続的な支援につなげてまいります。

4 ページをお開きください。

4 介護予防ケアマネジメント業務・指定介護予防支援業務「ア 多様なサービスの活用」では、介護予防・日常生活支援総合事業や短期集中型サービスをはじめとした多様なサービスを活用し、自立に向けたケアマネジメントに、より力を入れてまいります。

「イ 自立支援に向けたケアマネジメント」においては、多角的にアセスメントを行い、自立支援・重度化防止に努めるため研修会の開催・参加に努めます。

5 地域ケア会議 「ア 地域課題の把握」でございます。困難事例や自立支援型個別ケア会議での事例から地域課題を把握し検討を進めてまいります。また、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントに向けて、介護予防計画書について学びを深めたいと思っております。

5 ページをお開きください。

6 認知症施策の推進

認知症基本法に基づき、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことが出来るよう支援を行ないます。

特に重点的に取り組む事項としては、「イ 本人・家族等からの情報発信の支援」でございます。本人が意思を実現するための支援、本人が感じていることや必要なことを自らの言葉で語り、発信したり当事者同士の集まる機会を支援いたします。

7 ACP の普及 在宅医療・介護連携相談支援室と連携し「人生会議」やこれから手帳等を通いの場・サロン・老人クラブなどの出前講座や百歳体操のフォロー支援に活用し、引続き啓発を行なってまいります。

6 ページをお開きください。

9 災害対応及び感染症等への対策 地域包括支援センターで災害対応及び感染症対応マニュアルを備え、災害時における市との連絡体制の整備や平時には支援が必要な高齢者の把握、訓練を通して事業継続計画の修正、改善等を行なってまいります。

また、感染症への備え・対応には、感染症の動向やマニュアル等の情報収集により積極的な市民への情報提供や感染予防対策を講じたうえで相談業務に従事するように努めてまいります。

来年度は、この令和6年度廿日市市地域包括支援センター事業計画書に基づき、各包括ごとに地域課題を考慮した事業計画書を作成する予定でございます。

続いて3 予算に関する事項についてご説明いたします。

(1) 令和6年度重層的支援体制整備事業(一般会計)の歳出についてでございます。表の上側の網掛けの部分をご覧ください。

3 民生費 1 社会福祉費 2 老人福祉費 の職員給与費等人件費が、昨年度より19,240千円増額になっております。これは、法人から出向いただいております主任ケアマネジャーの出向終了に伴い主任ケアマネジャーを任期付職員として直接雇用することに伴うものでございます。

次に、表の中程の網掛けの部分をご覧ください。

3 民生費 1 社会福祉費 2 老人福祉費 3 2 地域包括支援センター運営事業についてご説明いたします。

01 報酬 02 給料 03 職員手当等 04 共済費がそれぞれ増額になっております。これは、地域包括支援センター西部及びおおのの介護予防支援員の増員等に伴ったものでございます。

12 負担金、補助及び交付金が14,476千円減額となっているのは主任ケアマネジャー出向終了に伴うものでございます。

(2) 令和6年度介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)の予算については、ご覧のとおりです。直営包括の予算案についてはご説明しましたが、委託の包括はつかいち東部及び中部については、来年度に入ってから資料提供します。

以上で、令和6年度廿日市市地域包括支援センター事業計画書(案)の説明を終わります。

堀委員) 3 ページ 1 ア実態把握の具体的取組のところで民生委員と協力して戸別訪問の実施という記載があります。ここも、もう少しどのような場面を想定されているのかをお聞きしたいと思います。

高下課長) ここに戸別訪問等とありますが、戸別訪問で必ず訪問するような表現になっていますが、実際には民生委員さんに「対象者の方がどんな様子か知っていますか」とか聞くことで実態把握をする、民生委員に限らず、ご近所の方も含んだ形になりますので、誤解を生みやすいということであれば、表現を変えさせていただこうと思います。

堀委員) 多分、意味合いとしては民生委員がいろいろ包括の方に「こういう方の心配があるんです」とか日常のことと思います。場合によっては、本当に一緒に行くこともあるかもしれないですけど、協力して戸別訪問とあると定期的な訪問のイメージをもつので、民生委員等と情報を共有しながら、主体は包括さんの戸別訪問みたいな表現にしていただけると良いのではないかと私は思います。

高下課長) そのような形にさせていただきたいと思います。

寺田委員) 6ページの災害のところのウ「災害対応マニュアル及び業務継続計画の見直し」は包括だけで考えてやっていくという内容でとなると、市が被災すると公衆衛生チームが入ったり、災害関連団体とも入ってきたりすると思うのですが大まかな流れはあるのでしょうか。公衆衛生チームの他にJMAT、DPAT等いろいろ入って来られるので、そのときにいろんなところに聞かれても大変なので、大まかな流れなどあるのかなと思いました。

友重所長) 地域包括支援センターの方で、災害の備えで取り組んでいますのは、そういった災害をイメージして包括職員がどのように動くかといった包括職員内での申し合わせだったりが主になるのですけれど、来週月曜日には地域包括支援センターおおので居宅介護支援事業所のケアマネジャーさんと机上訓練を行う計画を立てています。現在、そういったケアマネさんを中心とした関係機関との連携を行うための訓練を行っていくことが現実的には精一杯というところで、またゆくゆくは受援も含めた訓練をできたらいいのかもしれないんですが、事業所としてのBCPに基づいた訓練で少しずつ準備をしているところでございます。

大久保会長) 包括の災害対策マニュアルですよ。市全体のマニュアルもありますよね。医師会も医師会の先生方でマニュアルを作成し、市から指導を受けております。下の感染症対応ってありますよね。真ん中のところに積極的に市民に情報提供するとありますが、対象は全市民ですか。利用者さんの話でしょうか。この数年間みたいにコロナが非常に広がったのが、感染症の始まりみたいな所謂パンデミックは本来は保健所であると思うんですけど、包括としてどういう動きを

想定してこういう書きぶりになったのか。対象も対応もわからないし。

友重所長) まずは利用者様からということになるかと思いますが、利用者様も含め関係機関とも対策についての情報共有を行っていきながら高齢者の方に幅広く情報をお伝えする機会を持っていければと考えております。

大久保会長) それは大変でしょう。全市民対象には不可能。それは市が動くから。利用者には連絡網があるんですよね。そういうことでいいんですよね。

友重所長) 表現を改めさせていただきます。包括で把握している利用者に書き換えます。

大久保会長) 包括さんで把握されている利用者さんにより詳しい情報提供を行うという意味合いでよろしいですかね。

友重所長) はい。

堀委員) 先程BCPというか包括の災害マニュアルのことがあったので、前からずっと気になっていたことなんですけど、包括のマニュアルもずっと検討してきましたよね。その時に包括の中部さん、東部さん、委託しているところは各法人で作られているBCPですと確か言われたと思うんですが。そこで違和感を感じたんですけど、委託とはいえ、市の包括ということで、例えばこういう災害の時には、委託以外のところは市がみんなで検討してしっかり守ってくれる、失礼な言い方ですけど東部さん、中部さんとかは自社の法人ということで、そこに関して市の包括としてどのように関与されているのか。指導であるとか、そういうことも委託なのかもしれないですけど、お任せなのかなと思いました。

森崎課長補佐) 地域包括支援センターのBCPを昨年度作成させていただきました。そのBCPにつきましては、委託の包括の方にも直営の包括がこのようなBCPを立てたということで情報提供させていただいて、東部、中部ともそれに準じた形で作成を進めていただいて

いるところまで把握しています。委託の包括のBCPを見させていただいたり十分できておりませんので、そちらの方につきましては、直営の包括も含めて全体的なことも絡めながらどのように動くのが適切か、訓練等しながら検討していきたいと思えます。

堀委員) 廿日市市が直営だったのである意味で市民やケアマネは安心があったんですけど、委託になって良いこともあるんですけど、そのあたりでなんとなく管理してもらえのだろうと思ったんですけど、今までの流れでアレと思うことがあったので聞かせていただきました。

大久保会長) その他、何かございますでしょうか。無いようでしたら続いて、その他(1)「地域包括支援センターの体制整備等について」、事務局から説明してください。

高下課長) 地域包括支援センターの体制の整備等について、資料3をご覧ください。このたびの介護保険法の改正により、令和6年4月からの変更点は2つあります。

まず、1つ目は「介護予防支援の指定対象の拡大」です。介護予防ケアプランの作成などの介護予防支援を市町村の指定を受けて居宅介護支援事業者が実施することができるようになります。

現在は、地域包括支援センターが指定介護予防事業者として市から指定を受け、業務を実施。また、その業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができています。

4月からは、指定を受けた事業者は地域包括支援センターを介することなく、利用者と直接契約し、業務を実施することが可能になります。これにより、地域包括支援センターはプランチェックや給付管理に係る業務負担が軽減されますが、市や地域包括支援センターが一定の関与を担保した上で、実施することが必要となります。

次に2つ目の改正事項です。次のページをご覧ください。

地域包括支援センターが行っている「総合相談支援事業の一部委託」が可能となったものです。委託先として、指定居宅介護支援事業所、医療法人や社会福祉法人などが考えられますが、本市では、来年度、この一部委託は実施する予定はございません。

まずは、地域包括支援センターおおのについては対象者の方が多いことから2ユニットにわけ、委託することを優先的に行って参りたいと考えています。

大久保会長) 市町村から包括にいていたのが、指定居宅介護支援事業者についてというのは、ケアプランとかの話ですか。

高下課長) はい。

大久保会長) 要支援の人は包括が管理されてて、要介護になると移っていますよね。これが変わるということですか。

高下課長) 要支援の方については、包括が一旦受けてとしていたのが、指定がとれたら直に事業所になるということです。

大久保会長) 仕事が楽になる。減るということ？人員いらない？

高下課長) 高齢者は増えていきますので。全部ではなく指定を受けた居宅介護支援事業所のみです。

大久保会長) 居宅さんは全部指定を受けるわけではない？

畑板次長) はい。指定の相談を受けているのは大体3～4つくらいです。今でも一部委託を受けている法人もあります。直に指定を受けるメリットとしては介護報酬が上がります。直接請求できるので面倒くさくないというのがあると思います。

大久保会長) でもみなさんが手挙げするわけではない？

畑板次長) そうです。規模の大きなところは指定を受けたいのではないかと思います。今回の報酬改定の趣旨が、地域住民の複雑化、複合化したニーズへの対応、認知症高齢者が増加するとか、地域共生社会を目指してということで8050やひきこもりの対応、ヤングケアラーへの支援っていう、昔のケアプランの点数だけでなく、総合相談窓口としての業務が増加しているので、国としてはケアプランのこと

についてはできるだけ居宅に任せたいという、今回の報酬改定でございます。

大久保会長) 少しわかりました。

高浜委員) 令和6年4月施行になるところの、指定の居宅介護支援事業所が、普通のケアマネジャーがいる事業所が指定を受けることができると言ったんですけどメリットもあればデメリットもあると。ただ、受けられる大きなところといえば、抱えているケアマネが多くいると、マネジメントする予防の人がたくさん来られると、重度化するとそのまま自分のところの介護給付にいけるということもありますし。実際今、委託を受けて、介護予防の方のマネジメントさせていただいているんですけど、包括からの委託契約で、要は下請けでしているので、包括さんは手数料を取ります。実入りの少ない状態で私たちのところに来るので。これについては実際4月改正になったときに介護予防の訪問の回数がすごく緩和されています。今までは予防は2～3カ月に1回、介護は毎月ですが、オンラインやテレビ電話でも対応でも可能になっていて、そのあたりでの規制緩和はあるんですけど実際のところ、予防給付と介護給付を行ったり来たりする人たちが1番困ってしまうので、私は予防も介護も毎月行く習慣をつけた方が後々楽だったりするので、各居宅によって対応する方法は若干変わってくると思います。6カ月に1回しか訪問しなくて良いとなると、急変した時ケアマネのインプットがあれば連絡が来るとは思います。急変時に顔を見たことないような状況になってもいけないので、代替的にできるとはいえ、私は今受けているケースの方をちゃんと対応するためには訪問も手を抜きたくないと思っています。協力はしながらやってくれているので、包括も行ったり来たりするケースの人は、介護給付になっても包括が手を引くではなくて、一緒に支援してほしいので、例えば担当者会議に来てもらったりということで情報をつないでいくということで、ケアマネ1人で孤立して援助は無理なので、包括と相談しながら援助していく。例えば生活困窮であれば、包括から生活支援員につないでもらい、一緒に顔を合わせながら情報共有してやっているの、一概にどちらが良い悪いは言えないですが、文章そのままではなくどう運営したり対応するかは、今後の課題と思います。

大久保会長) 選択の幅が増えたということ。

高浜委員) そうですね。

大久保会長) 介護報酬改定なんですけど、訪問介護のスタッフが減っていることで、加算が上がるがサービス基本料が下がると言っているんですけど、これは本当に点数が下がってくるんですか。

畑板次長) 私もそのことについては驚いたんですけど、国は3年間の実績でいうと施設系が実績が落ち、多分コロナの影響もあったと思うんですけど、在宅系は伸びています。訪問介護については、会社は黒というような見方を国はして、おっしゃる通り介護報酬の本体を落としたので、私もショックを受けました。処遇改善加算でとっていくというような言い方をされていますが、理解しがたいです。

大久保会長) 本日の予定の議題は以上ですが、今年度この会議は最後です。せっかくなのでぜひご意見をいただければと思います。

中野委員) 地域包括支援センターと社協につきましてはいろんなケースで連携させていただくことが多くありますので、こういった会議での情報も社協に持ち帰って情報提供したいと思いますし、会議回数は適量と思います。

高浜委員) 多岐にわたる問題を抱える利用者さんが多いので、ケアマネ1人という訳にはいかないというのが現状です。8050やひきこもり、ネグレクト、介護離職、そういう問題を1人で抱えようとするとう無理です。利用者さんにご家族の思いを汲み取って、家で過ごしたいって言うのに、この状態でっていうのもありますし、実際にそこを援助しながらそろそろ施設へお願いしたほうが良いんじゃないかの肩たたきをする役割もありますし、その時に自分1人がマネジメントするのではなく、各関係機関の人と事業所、病院、包括、施設責任者の人たちとも協力して在宅が回っているということで、ケアマネとして、廿日市市は協力していただくことが多いので、助かっています。今後気になるのは、できるだけ高齢分野のみではなく、障がい者の人たちのサポート、昔から障がい者の人たちは親亡き後とされているんですけど、実際のところの親の介護っていうのが

その前段階に入ってきますし、そのところ上手く協力しながら情報共有しながら、物事を解決して、社協のバックアップをもらいながらという感じで、色んな人が関わっていかないと、私にも不得意な分野がありますので、今後ともよろしくお願いします。

大久保会長) 確かに。障がい者の方を抱えるご家族の方大変ですよ。自分も年をとってどうしたら良いか悩まれますよね。

船倉委員) 日々、障がい者の総合相談窓口なんですけど、相談を受ける中で8050に関する世帯の課題が非常に増えていることを実感しています。ご相談を受けた時に、こちらもすぐ一緒に訪問に行ったりアプローチできたら良いですけど、なかなかそれが困難なケースが多くて、居宅のケアマネさんや包括にいつも情報提供いただきながら、いろんなタイミングを見計らいながら訪問したり連携させていただいています。1月に地域包括ケア推進課が主催で、高齢分野のケアマネジャーと障がい分野の相談支援専門員やきらりあとと一緒に情報交換できる機会を設けてもらい、一緒にグループワークして、日頃ケアマネさんがどんな思いでお仕事されているか、世帯全体を見ながら、年齢的には親御さんの支援だけっていうはずなのにそこまで思いを馳せていろいろ思いを聞いてくださっているんだなと、改めて実感しました。これからそういうケースが増えて来ると思いますので、みなさんと連携をとりながらさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

高垣委員) 基本に思うのは断らないということを思っています。民生委員、近所の人も来られます。職員に言っているのは「断ってははいけん。話を最後まで聞いてうちでできることはしようね。」という指導をしています。そのおかげかわかりませんが、入所率は今年度99.7%。難しい人もいるが、断らないようにして良い処遇をしたいと思っているし、広島県で1番認知症実践のリーダーが多いのはうちの施設っていうのはご存知ですか。12人います。他所は1人とか、尾道の有名な施設でも6人くらいだったかと。うちは行かせるようにして職員が虐待のない良い処遇ができるようにしていますので、みなさんも困ったことがあれば協力しますので、できることはやらせていただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。介護3以上しか取れないですが、うちはたくさん3の方もおら

れます。4や5でと収入がどうか思っていないので、よろしくお願いします。

堀委員) 民生委員は本当になり手不足が全国的、廿日市市もそうですが、私が約20年前に民生委員になったときには定員に満ちていたのですが、今は常に不足です。その中で民生委員は大変な仕事というイメージがあって、楽な仕事ではない。住民にも民生委員とケアマネは何でもしてくれる人というイメージを持たれていて、ありがたいと言われる反面、何かあった時「何しよったん民生委員」というイメージがすごく強い。その状況の中で再来年、改選で危機感に迫られているんですけど、自分たちのPRではなかなか難しい。いろいろ個人情報で包括とバチバチしながらやっているわけですけど、包括さんにも自分たちも近くにいらっしゃる方には正しく知っていただいて、地域包括さんには市民の方にも伝えてほしいというか、民生委員の1番のつなぎ先は包括と思っていますので、できることはしていきたい。研修でも言うんですけど私たちは全ての責任を負う必要はないし最終解決者ではないと言っているけれど、どうしても突っ込みやすい人もいるし、それを喜びとしている部分もあるけれどそれが負担になっている現状を知っていただき、地域の見守りを続けていきたいと思いますので、これからもよろしくお願いします。

寺田委員) 包括はたくさんを同時に進行されているということで、頭の下がる思いだったんですけど、少しでも地域貢献できるように広域支援センターの方でも頑張ろうと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

川村委員) いつも包括支援センターのみなさんには困ったときにすぐ相談させていただく場所になっておりまして、急性期病院で救急搬送の中には1ヶ月前から調子が悪くて我慢して、老老介護の問題を抱えていらっしゃったりとか、独居の人も大変多く、どういう風に地域につなげていったら良いか困ったときに、包括の方に連絡させていただいて、心強く思っています。今後も連携を取りながら是非させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

藤田委員) 今年度から委員に参加させていただいて、正直なところ包括支援センターが何をしているかわからない部分が多くて、今年度勉強させ

ていただいて、来年度も参加させていただくと思うんですが、いろいろ勉強して歯科医師会が包括支援センターにどう協力できるか考えていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

大久保委員） 議事は終了しますので、事務局さんお願いします。

森崎課長補佐）長時間にわたり、協議いただきましてありがとうございました。今日いただいた意見の方は運営方針、計画の方に反映させていただきたいと思います。

委員の皆様の任期につきましては、令和6年3月31日となっており本日は、任期最後の協議会となります。委員の皆様には3年間、貴重なご意見・ご提案をいただき、本当にありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和5年度第2回廿日市市地域包括支援センター運営協議会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。